

✚ 貨物概要

まぐろ、かつお、鶏肉、にんじん、溶液等を混ぜ、一食分の量を気密容器に入れ加熱殺菌したキャットフード

製法：蒸したまぐろ、かつお、鶏肉をフレークにする→溶液と共に缶に充填→にんじん、ヤングコーンをのせる→密閉→加熱殺菌（115℃、65分）→冷却→包装

成分：まぐろ、かつお、鶏肉、にんじん、ヤングコーン、溶液（魚介エキス、オリゴ糖、増粘多糖類、ビタミンE、香料・調味料、水）

保証成分：たんぱく質 9%以上、脂質 0.1%以上、粗繊維 0.5%以下、灰分 2.0%以下、水分 89.5%以下

性状：フレーク状（ゼリータイプ）

用途：猫用ペットフード

包装：80g/缶（一食分を気密容器包装）

✚ 分類

関税率表第 2309.10 号－2－(1)（統計番号 2309.10-091）のその他の猫用飼料（気密容器入りのもの）

✚ 分類理由

本品は、まぐろ等からなるもので猫用に一食分を気密容器に入れたものである。本品の外装にはペットフードとして使用されることが明記されており、そのままペットに対して給餌するように調製されていることから、関税率表第 23.09 項及び関税率表解説第 23.09 項の規定により、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい

では、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）